

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書の3. (2) 「生体濃度調査試料の入手」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物試料の入手は、同じ海域での継続的な入手が望まれますが、福島第一原子力発電所事故や能登半島地震等の諸事情により、特定の海域での漁業形態の変化などとも関連して生物試料入手が困難な状況が予想されます。関係者の協力が得られるよう説明等を行う際には、必要に応じ貴省のお口添え等いただけますでしょうか。</li> </ul>	<p>試料採取への協力を得るために必要な措置があれば、適宜対応させていただきます。</p> <p>また、生体試料の入手におきましては時間を要するかと存じますので、ご契約に至りましたら早急に市場調査のうえお打ち合わせをいただけますと幸いです。</p>
2	<p>仕様書の3. (3) 「公表用資料（案）等の作成」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本モニタリングは環境基準よりも一段と低いレベルの汚染を対象としており、調査結果の解析においては、環境基準（一部の対象項目について設定）との適合性を確認するだけでは不十分であり、貴省HPで公開されている公表資料（「平成20年度海洋環境モニタリング調査結果について」や「平成22年度海洋環境モニタリング調査結果について」）に記載のように、必要に応じて簡易リスク評価を実施することが求められるという理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<p>ご理解のとおりで結構です。</p> <p>また『仕様書3. (5) ニ 会議資料の作成』に記載のとおり、各会議資料の作成におきましては、「環境省担当官と協議の上、作成。」となりますので十分な期間を設けて事前協議をお願い致します。</p>
3	<p>仕様書の3. (3) 「公表用資料（案）等の作成」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公表用資料（案）の「作成にあたっては、過年度調査結果を考慮すること」となっておりますが、貴省HPで公開されている公表用資料のように、過去に同調査地点で調査を実施した項目がある場合は、図中にその値も示すという理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	同上
4	<p>仕様書の3. (6) 「海洋環境モニタリングデータ公開システムへのデータ提供」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立研究開発法人 国立環境研究所のデータ公開システムにおいて提供されているデータファイルにおいては、貴省HPで公開されている公表資料とは異なる集計を行っている項目（底生生物群集調査等）がありますが、データ提供のために別途集計を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	ご理解のとおりで結構です。
5	<p>「令和7年度海洋環境モニタリング調査総合解析業務に関する業務請負条件」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「過去に、海洋環境モニタリングの海水、海底土及び海洋生物の解析に関する業務を実施し、かつ、海洋環境モニタリングの海水、海底土及び海洋生物のステータスレポート又は類似する物の作成実績」が業務請負条件となっておりますが、海水、海底土、海洋生物「全て」の解析、並びに海水、海底土、海洋生物「全て」を対象としたステータスレポート等の作成の両方を実施している場合、又は「類似する物の作成実績」が業務請負条件となります。</li> </ul>	ご理解の通り、「令和7年度海洋環境モニタリング調査総合解析業務に関する業務請負条件」におきまして、海水、海底土、海洋生物「全て」の解析、並びに海水、海底土、海洋生物「全て」を対象としたステータスレポート等の作成の両方を実施している場合、又は「類似する物の作成実績」が業務請負条件となります。